

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備粗大ごみ汚水槽上部排気ファン緊急修繕

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、当破碎設備給排気装置のうち、粗大ごみ汚水槽上部排気ファンが停止し、ごみ汚水槽自体の排気が不可能に陥ったため修繕を行うものである。本給排気装置が停止になればごみ汚水槽の清掃及び点検のため立入りが出来ない等、業務上並びに労働安全衛生上、支障をきたす。ひいては、本市のごみ処理事業の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあることから緊急的な対応が必要なものである。

当破碎設備の給排気装置は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、当破碎設備の給排気装置が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当破碎設備の給排気装置を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の給排気装置全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場 2号じん芥クレーン横行減速機修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場のじん芥クレーンは、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、じん芥クレーン特有の構造、機器、取替部品等に加え補修履歴、補修方法等総合的に十分把握した上で行なわなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場のじん芥クレーンを設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証が出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 1号炉 3次過熱器管緊急修繕

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場のボイラー設備の過熱器管が破孔し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当局の焼却工場については定期整備を計画的に行っており、この時期も他工場で定期整備が行われている。可及的速やかに補修を行い、1号炉の運転を再開しなければ、ごみピットが限界を超えることが予測されるため、ごみ処理計画に与える影響は大きく、一般ごみ収集の市民サービスの停止といった危険性をもはらんでおり、市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

本設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船株式会社以外にはない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び5号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場破碎施設剪断式破碎机刃物修繕（その3）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

当該破碎施設は、プラントメーカーである（株）タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

修繕については、破碎設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該破碎施設の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場破碎施設（電話番号 06-6555-2096）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場灰積出ホッパー修繕

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却・破碎設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉の設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場加熱脱塩素化处理設備修繕外4点

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがある。また、整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場搬入物検査設備修繕

2 契約の相手方

株式会社 タクマ

3 随意契約理由

当工場の搬入物検査設備は株式会社 タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の搬入物検査設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は株式会社 タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備粗大ごみ汚水槽上部給排気ファン点検台修繕

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、当破碎設備給排気装置のうち、粗大ごみ汚水槽上部給排気ファンの点検台の修繕を行うものである。本点検台は給排気装置の一部であり、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計施工したものである。本点検台の修繕については、当破碎設備の給排気装置が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当破碎設備の給排気装置全体を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の給排気装置全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場No. 5 ゴミ投入扉外修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、当工場No. 5 投入扉下部軸受が破損し開閉不可能であること及びNo. 1 養生コンベアのヘッドスクレパー取替修繕を行うものである。

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがある。また、修繕後の設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局鶴見工場 （電話番号 06-6912-4700）